

第71回税理士試験

解答速報

所得税法

本解答は令和3年8月20日18時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕

問 1 (25 点)

〔1〕 原 則 (措法 25 の 2①②)

(1) 内 容(8 点)

青色申告者のその年分（〔2〕の適用を受ける年分を除く。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

① 10 万円

② 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額（この規定の適用前）

（注） 社会保険診療報酬の所得計算の特例の規定の適用がある場合には、社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く。〔2〕において同じ。

(2) 控除順序(2 点)

(1)の控除額は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から順次控除する。

〔2〕 特 例 (措法 25 の 2③④⑤⑥)

(1) 内 容(8 点)

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（小規模事業者の現金基準の規定の適用を受ける者を除く。）が、その事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合（これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として一定の場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

① 55 万円（電子帳簿保存又は電子申告を行う場合には 65 万円）

② 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額（この規定の適用前）

(2) 控除順序(2 点)

(1)の控除額は、不動産所得の金額又は事業所得の金額から順次控除する。

(3) 申告要件(2 点)

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載並びに貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

(4) 電子帳簿保存の承認申請（電子帳簿保存法 6①）(3 点)

電子帳簿保存を行おうとする者は、原則として帳簿の備付けを開始する日の 3 月前までに、一定の事項を記載した申請書に一定の書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。

問2 (25 点)

(1)

〔1〕 概 要(5 点)

個人事業者が昨年よりも売上が減少したことに伴い支給を受ける持続化給付金は、売上を補填するものであるため、事業所得として課税される。

〔2〕 事業所得の意義 (法 27①、令 63) (2 点)

事業所得とは、事業から生ずる所得 (山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。) をいう。

(注) 事業とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業 (不動産貸付業等を除く。) をいう。

(2)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給を受ける特別定額給付金は、非課税となる。(3 点)

(3)

〔1〕 概 要(5 点)

G o T o イベント事業により支給を受ける給付金は、消費者個人の利益であり、また、対価性のない一時的な所得であるため一時所得として課税される。

〔2〕 一時所得の意義 (法 34①) (2 点)

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

(4)

ベビーシッターを利用する者が毎月支給を受けるベビーシッター助成金は、非課税となる。(3 点)

(5)

〔1〕 概 要(3 点)

個人事業者が事業用機械の購入費用に充てるために支給を受ける補助金は、対価課税の原則により一時所得の総収入金額に算入され原則として課税されるが、その支給の目的に適合した事業用機械を取得した場合には、総収入金額に算入されないこととなり非課税となる。

〔2〕 国庫補助金等 (法 42①) (2 点)

居住者が固定資産の取得等に充てるための国庫補助金等の交付を受けた場合において、その交付の目的に適合した固定資産の取得等をしたときは、原則としてその取得等に充てた部分の金額はその者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

Z-71-C 〔第二問〕 答 案 用 紙

(所得税法)

問1 (40 点)

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額の 計算 利子所得 (源泉分離)	0 (2,000)	預金利息 <u>2,000(源分)</u> ①
不動産所得	295,295	1 国内の不動産所得 (1) 総収入金額(29,088,000) ① 家賃収入 $28,400,000 - 560,000 - (450,000 - 200,000) - 1,500,000$ $+ 100,000 \times 12 \text{ 月} - 2,700,000 + 2,800,000 = \underline{27,390,000} \text{ ②}$ ② 雑収入 $5,000,000 - \underline{1,800,000} - 2,000 - 1,500,000 = 1,698,000$ ① (2) 必要経費(28,032,705) ① 租税公課 $3,756,000 - 20,000 - \underline{15,000} - 3,234,000 = 487,000$ ② 印紙税 <u>20,000</u> ① ① ③ 固定資産税 3,234,000 ④ その他諸経費 $18,244,000 - 800,000 - 10,000,000 - 300,000 - 100,000$ $= 7,044,000$ ⑤ 原状回復費用 <u>800,000</u> ① ⑥ 塗装工事費用 <u>10,000,000</u> ① ⑦ 弁護士報酬 <u>300,000</u> ① ⑧ 減価償却費 (イ) 建物 $300,000,000 \times 0.9 \times 0.022 = \underline{5,940,000} ①$ (ロ) 附属設備 ① $9,200,000 \times 0.9 \times 0.066 = 546,480$ ② $638,480 - 9,200,000 \times 5\% = 178,480$ ③ ① > ② ∴ <u>178,480</u> ① (ハ) 器具備品 $300,000 \times 0.167 \times \frac{7}{12} = \underline{29,225} ①$ (二) (イ)～(ハ)の計=6,147,705 (3) (1) - (2) = 1,055,295

(所得税法)

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		2 米国の不動産所得 (1) 総収入金額 $25,000 \text{ ドル} \times 105 = \underline{2,625,000} \text{ ①}$ (2) 必要経費 (12,460,000) ① 諸経費 $27,000 \text{ ドル} \times 105 = \underline{2,835,000} \text{ ①}$ ② 減価償却費 $77,000,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} = \underline{9,625,000} \text{ ①}$ (注1) $700,000 \text{ ドル} \times 110 = 77,000,000$ (注2) $22 \text{ 年} \times 20\% = 4.4 \text{ 年} \rightarrow 4 \text{ 年} (0.250)$ (3) 生じなかったものとみなす金額 $12,460,000 - 2,625,000 = 9,835,000 \geq 9,625,000 \therefore \underline{9,625,000} \text{ ①}$ (4) $(1) - (2) + (3) = \triangle 210,000$ $3 \text{ 1} + 2 = 845,295$ 4 青色申告特別控除額 $3 > 550,000 \therefore \underline{550,000} \text{ ①}$ $5 \text{ 3} - 4 = 295,295$
給与所得	<u>② 7,250,000</u>	(1) 収入金額 $9,100,000 + 96,937 + 3,063 = 9,200,000$ (2) 給与所得控除額 $9,200,000 > 8,500,000 \therefore 1,950,000$ (3) $(1) - (2) = 7,250,000$
退職所得	<u>① 5,400,000</u>	(1) 収入金額 14,000,000 (2) 退職所得控除額 $H26.4.1 \sim R3.11.1 \cdots 7 \text{ 年 } 7 \text{ 月 } 1 \text{ 日} \rightarrow 8 \text{ 年}$ $400,000 \times 8 \text{ 年} = \underline{3,200,000} \text{ ①}$ (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 5,400,000$
譲渡所得		譲渡損益
分離短期	57,157,400	分離短期 (米国住宅等)
分離長期	84,390,000	$930,000 \text{ ドル} \times 106 - (100,000 \text{ ドル} \times 110 + 27,242,600^{(注)})$ $+ 30,000 \text{ ドル} \times 106) = \underline{57,157,400} \text{ ②}$

区 分	金 額	計 算 過 程
		(注) (イ) H28. 3. 15～H30. 9. 30 の減価の額 $77,000,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 3^{\text{A}} \text{年} = 6,444,900$ A 22 年 $\times 1.5 = 33$ 年(0.031) B H28. 3. 15～H30. 9. 30…2 年 6 月以上→3 年 (ロ) H30 減価償却費 $77,000,000 \times 0.250 \times \frac{3}{12} = 4,812,500$ (ハ) R 元・R2 減価償却費 $77,000,000 \times 0.250 \times 2 \text{ 年} = 38,500,000$ (ニ) 本年年初未償却残額 $77,000,000 - (\text{イ}) - (\text{ロ}) - (\text{ハ}) = \underline{27,242,600} \quad \text{①}$ 分離長期 (相続住宅等) $\overset{(\text{注} 1)}{102,000,000} - (\overset{(\text{注} 2)}{5,100,000} + \overset{(\text{注} 3)}{6,018,750} + \overset{(\text{注} 4)}{6,491,250})$ $= 84,390,000$ (注 1) $153,000,000 \times \frac{2}{3} = 102,000,000$ (注 2) $300,000 < 102,000,000 \times 5\% = 5,100,000$ $\therefore \underline{5,100,000} \quad \text{①}$ (注 3) $10,700,000 \times \frac{45,000,000}{80,000,000} = \underline{6,018,750} \quad \text{①}$ (注 4) ① 家屋の取得価額 $13,000,000 + 30,000,000 + 250,000 = 43,250,000$ ② 家屋の減価の額 $43,250,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 43^{\text{A}} \text{年} = 51,887,025$ A 22 年 $\times 1.5 = 33$ 年(0.031) B S53. 5. 28～R3. 5…43 年 ③ $51,887,025 > 43,250,000 \times 95\% = 41,087,500$ $\therefore 41,087,500$ ④ 取壊し直前の家屋の取得費相当額 $\text{①} - \text{③} = 2,162,500$ ⑤ 譲渡費用 $2,162,500 \times \frac{1}{2} + 4,000,000 \times \frac{1}{2} + 5,115,000 \times \frac{2}{3}$ $= \underline{6,491,250} \quad \text{①}$

一時所得	<u>① 300,000</u>	(1) 総収入金額 1,500,000 (2) その収入を得るために支出した金額 700,000 (3) 特別控除額 (1) - (2) > 500,000 ∴ 500,000 (4) (1) - (2) - (3) = 300,000
雑所得	<u>① 210,000</u>	為替差益 70,000 ドル × (109 - 106) = 210,000
II 課税標準額の計算 総所得金額 短期譲渡所得の金額 長期譲渡所得の金額 退職所得金額	7,835,295 57,157,400 84,390,000 5,400,000	(1) 所得金額調整控除 ① (^(注) 9,200,000 - 8,500,000) × 10% = 70,000 (注) 9,200,000 ≤ 10,000,000 ∴ 9,200,000 ② 7,250,000 - <u>70,000</u> = 7,180,000 ① (2) 295,295 + 7,180,000 + 210,000 + 300,000 × $\frac{1}{2}$ = 7,835,295

(所得税法)

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算		
医療費控除	① 200,000	$300,000 + (500,000 - \overset{\text{(注1)}}{500,000}) - \overset{\text{(注2)}}{100,000} = 200,000$ (注1) $500,000 < 700,000 \times \frac{500,000}{500,000 + 150,000} = 538,461$ $\therefore 500,000$ (注2) $7,835,295 + 57,157,400 + 84,390,000 + 5,400,000$ $= 154,782,695$ $154,782,695 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$
社会保険料控除	① 1,068,497	$896,497 + 140,000 + 32,000 = 1,068,497$
小規模企業共済等掛金控除	① 910,000	
生命保険料控除	② 111,000	(1) 一般分 $234,000 > 100,000 \therefore 50,000$ (2) 介護分 $2,000 + 20,000 = 22,000$ $22,000 \times \frac{1}{2} + 10,000 = 21,000$ (3) 個人分 ① 新契約 $60,000 \times \frac{1}{4} + 20,000 = 35,000$ ② 旧契約 $30,000 \times \frac{1}{2} + 12,500 = 27,500$ ③ ①+② = $62,500 > 40,000 \therefore 40,000$ (4) (1) + (2) + (3) = $111,000$
障害者控除	① 750,000	
配偶者控除	0	$154,782,695 > 10,000,000 \therefore \text{適用なし}$

(所得税法)

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
扶養控除	① 580,000	甲の母 兄の扶養親族としているため適用なし 妻の父 $1,480,000 - 1,100,000 \leq 480,000$ $\therefore 480,000$ (注) 上場株式の配当金は申告不要
基礎控除	① 0	$154,782,695 > 25,000,000$ $\therefore$ 適用なし
合計	3,619,497	
IV 課税所得金額の計算		
課税総所得金額	4,215,000	$7,835,295 - 3,619,497 = 4,215,000$ (千円未満切捨)
課税短期譲渡所得金額	27,157,000	$57,157,400 - \underline{30,000,000} = 27,157,000$ (")
課税長期譲渡所得金額	84,390,000	(") ①
課税退職所得金額	5,400,000	(")

(所得税法)

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
V 税額の計算	21,300,500	(1) 算出税額 ① 課税総所得金額に対する税額 $4,215,000 \times 20\% - 427,500 = 415,500$ ② 課税短期譲渡所得金額に対する税額 $27,157,000 \times 30\% = 8,147,100$ ③ 課税長期譲渡所得金額に対する税額 $84,390,000 \times 15\% = 12,658,500$ ④ 課税退職所得金額に対する税額 $5,400,000 \times 20\% - 427,500 = 652,500$ ⑤ ①～④の計 = 21,873,600 (2) 復興特別所得税額 $21,873,600 \times 2.1\% = 459,345$ (3) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 $666,202 + 363,100 + 3,063 = \underline{1,032,365} \quad \text{①}$ (4) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 $(1) + (2) - (3) = 21,300,500$ (百円未満切捨)

(所得税法)

問2 (10点)

乙の譲渡所得の金額

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
譲渡所得 総合長期	① 2,957,526	譲渡損益 総合長期 (配偶者居住権及び敷地利用権) $28,000,000 - (13,888,935 + 10,653,539) = 3,457,526$ 特別控除 $3,457,526 - 500,000 = 2,957,526$
		取得費 (平成23年取得分) ※配偶者居住権の取得費 (1) 配偶者居住権設定時までの建物の減価の額 $33,000,000 \times 0.9 \times 0.015 \times 9 \text{年} = 4,009,500$ A 47年 $\times 1.5 = 70.5 \text{年} \rightarrow 70 \text{年} (0.015)$ B H23.2 ~ R2.7.20...9年6月末満 $\rightarrow 9 \text{年}$ (2) 配偶者居住権設定時の建物の取得費 $33,000,000 - (1) = 28,990,500$ ① (3) 配偶者居住権設定時の価額 $(2) \times \frac{5,000,000}{5,000,000 + 5,000,000} + 25,000 = 14,520,250$ (4) 取得費の計算上控除する金額 $(3) \times \frac{1 \text{年}}{23 \text{年}} = 631,315$ (5) (3) - (4) = 13,888,935 ①
		取得費 (昭和54年取得分) ※敷地利用権の取得費 (1) 中古住宅及び土地の取得対価 30,000,000 (2) 中古住宅の取得費 ① $74,100 \times 120 \text{ m}^2 = 8,892,000$ ② $8,892,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 1 \text{年} = 248,086$ A 22年 $\times 1.5 = 33 \text{年} (0.031)$ B S52.10 ~ S54.2...1年6月末満 $\rightarrow 1 \text{年}$ ③ ① - ② = 8,643,914 (3) 中古住宅の土地の取得価額 $(1) - (2) = 21,356,086$ ① (4) 付随費用を含めた土地の取得価額 $21,356,086 + (500,000 + 300,000) \times \frac{21,356,086}{30,000,000} = 21,925,581$ ①

		(5) 敷地利用権の設定時の価額 $(4) \times \frac{35,000,000}{35,000,000 + 35,000,000} + 175,000 = 11,137,790$ (6) 取得費の計算上控除する金額 $(5) \times \frac{1\text{年}}{23\text{年}} = 484,251$ (7) (5) - (6) = <u>10,653,539</u> ①
--	--	---

(所得税法)

丙の譲渡所得の金額

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
譲渡所得 分離長期	① 40,285,105	譲渡損益
		分離長期（居住用財産） $99,000,000 - (25,934,853 + 29,447,042 + \underline{3,333,000})$ $= 40,285,105 \quad \text{①}$
		取得費（平成23年取得分）※住宅の取得費 (1) 建物の減価の額 $33,000,000 + 2,000,000 + 25,000 = 35,025,000$ $35,025,000 \times 0.9 \times 0.015 \times \overset{A}{11}\text{年} = 5,201,212$ A 47年×1.5=70.5年→70年(0.015) B H23.2～R3.12.2…10年6月以上→11年 (2) 配偶者居住権が消滅した後の減価の額 $10,000,000 \times 0.9 \times 0.015 \times \overset{A}{0}\text{年} = 0$ A 47年×1.5=70.5年→70年(0.015) B R3.11.15～R3.12.2…6月未満→0年 (3) $35,025,000 - (1) - 13,888,935 + 10,000,000 - (2)$ $= \underline{25,934,853} \quad \text{①}$
		取得費（昭和54年取得分）※敷地の取得費 ・敷地の取得費 $(21,925,581 + 175,000 - 10,653,539) + 18,000,000$ $= \underline{29,447,042} \quad \text{①}$

□合格ラインの読み□

理論問題は、個別理論の問題と時事問題がそれぞれ出題されました。

計算問題は、総合問題 2 題の出題であり、問 1 が不動産所得及び譲渡所得を中心とした問題、問 2 は譲渡所得を中心とした問題でした。

ボリュームは非常に多く、問題の設定を落ち着いて読み取り、的確に処理できたかどうかのポイントとなります。難易度の高い項目や解答上判断に迷う項目が多くあったため、学習した基本項目をミスすることなく確実に得点できたかどうかが重要なポイントであったと言えます。

全体としては、理論のボリュームはやや少なく、計算に使える時間のある程度確保することができたため、基本項目を確実に得点できたかどうか重要なポイントであったと言えます。

〔第一問〕

理論問題の問 1 は、青色申告特別控除の個別理論でした。基本論点であり、それほど時間のかからない問題ですので、高得点を狙いたいところです。

理論問題の問 2 は、新型コロナウイルスに関連する給付金等に関して、課税又は非課税の判定、課税される場合の所得区分及びその理由の問題でした。難易度は高めではありますが、いくつかの項目は直前期に学習したことから、得点できる箇所に漏れないかがポイントです。

理論問題全体としては、ボリュームはやや少ない問題であり、個別理論の暗記で解答可能な箇所及び直前期の学習を思い出して、精度高く確実に解答する必要がありました。

〔第二問〕

問 1 は、不動産所得及び譲渡所得を中心とした者の納付すべき税額までを計算する総合問題でした。退職所得の取扱い、国外中古建物の取扱い、空き家の譲渡所得の取扱い、所得金額調整控除、所得控除を中心に問う問題でした。しかし、これらの項目のうち国外中古建物の譲渡に関する処理、空き家の譲渡に関する処理については難易度が非常に高い項目であったため、正答することが特に難しかったと言えます。

従って、必要経費に関する基本項目や所得控除に関する基本項目については、確実に点数を取りたいところです。

問 2 は、近年の改正項目である配偶者居住権について問われた問題でした。問題の設定を把握することが困難であり、かつ、非常に難易度が高い問題であったため、正答することができなくても合否に影響はないものと思われます。

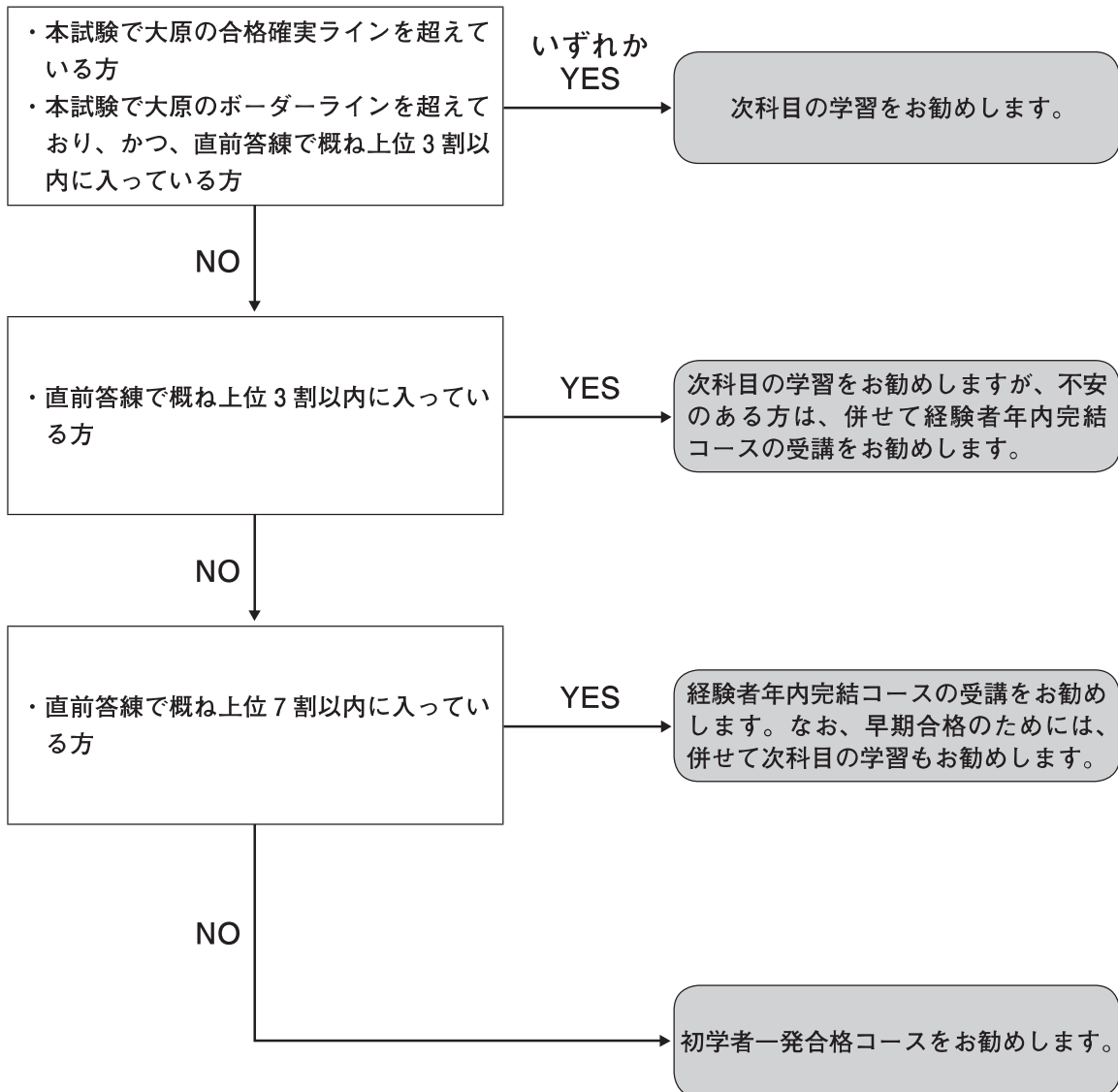
以上を踏まえるとボーダーラインは理論 38 点、計算 24 点、合計 62 点前後になると思われ、合格確実ラインは合計 72 点以上になると思われます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

【初学者一発合格コース】

講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

このコースでは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を優先的に学習し、年明け1月からは理論・計算ともに基礎知識を踏まえた応用項目を学習します。5月期以降は多くの問題演習を通じて知識の定着を図るとともに合格答案作成能力を身に付けていただきます。さらに本試験に直結する試験委員対策を学習することにより1年で合格に必要な実力を身に付けることができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】

講義回数：14回（週1回）

週1回のコースで、テキストを使用した講義での学習を中心とし、各月末を目安に演習問題（確認テスト）を実施するコースとなります。

受験専門学校の直前答練で上位3割以内の成績であったものの本試験においてボーダーライン以下となられた方、受験専門学校の直前答練で上位3割超から7割までの学習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、基礎項目及び本試験での出題頻度の高い項目の考え方を再確認し理解力を養うとともに、多くの受講生が苦手とする項目や差がつきやすい項目を網羅的に学習していきます。

理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論及び理解が難しい理論を重点的に学習し、形式面については、本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。また、理論ミニテストも実施し、知識及び暗記の定着を図ります。

確認テスト回では、理論・計算併せて120分の演習問題を通じてアウトプット力を養い、講義で学習した項目の理解と定着度合を確認することができます。

理論問題は、事前に出題範囲を提供した上で、応用理論や事例形式など様々な問題の出題をし、問題に対する解答アプローチの実践練習を行います。

＜主な学習項目＞

計算：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、減価償却、資本的支出・修繕費、有価証券の譲渡、居住用財産の譲渡、所得控除など

理論：資産の無償又は低額による移転があった場合、有価証券の譲渡による所得の課税関係、資産について生じた損失の取扱い、損益通算、確定申告、利子所得・配当所得の課税関係、利子所得・配当所得の源泉徴収、給与所得の源泉徴収など

＜配布教材＞

テキスト、問題集、理論テキスト、演習問題（確認テスト）